

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名	法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	更生緊急保護に係る医療に対する非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づく更生緊急保護制度は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者が親族からの援助や公共の機関からの医療、宿泊等の保護を受けることができない場合等に、保護観察所が緊急に医療や宿泊場所の供与等の保護を行い、その者の改善更生を保護することを目的としている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に規定する更生緊急保護に係る医療については、消費税が非課税とされているところ、第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（令和5年中に施行予定）において、更生緊急保護の対象に「検察官が直ちに訴追を必要としないと認め、処分保留で釈放された者」が新たに追加されることとされたことから、当該者に対する更生緊急保護に係る医療についても、従来の更生緊急保護の対象者と同様に消費税を非課税とすることを要望するもの。</p>		
関係条文	<p>消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、別表第1</p> <p>消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条</p> <p>現行の更生保護法（平成19年法律第88号）第85条、改正後の同法第85条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づく更生緊急保護制度は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者が親族からの援助や公共の機関からの医療、宿泊等の保護を受けることができない場合等に、保護観察所が緊急に医療や宿泊場所の供与等の保護を行い、その者の改善更生を保護することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた者の中には、必要な援助又は保護を受けられないため社会に適応できず再犯に至る者も少なくなく、更生緊急保護は、このような者の再犯を防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、国の責任において行うものである。</p> <p>現行法令において更生緊急保護に係る医療については消費税が非課税とされているところ、第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（令和5年中に施行予定）において、更生緊急保護の対象に「検察官が直ちに訴追を必要としないと認め、処分保留で釈放された者」が新たに追加されることとされたことから、当該者に対する更生緊急保護に係る医療についても、従来の更生緊急保護の対象者と同様に消費税を非課税とする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 7 更生保護活動の適切な実施 (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
	政策の達成目標	更生緊急保護の適切な実施。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行法令において更生緊急保護に係る医療については消費税が非課税とされているところ、第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（令和5年中に施行予定）において、更生緊急保護の対象に「検察官が直ちに訴追を必要としないと認め、処分保留で釈放された者」が新たに追加されることとされたことから、当該者に対する更生緊急保護に係る医療についても、従来の更生緊急保護の対象者と同様に消費税を非課税とすることが相当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—